

平成27年3月20日
初等中等教育分科会
チーム学校作業部会
参考資料1

医療的ケアを行う看護師等及び 特別支援教育支援員の現状について

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課

医療的ケアを行う看護師等について

- 学校教育法上の規定はない。
- 教育委員会が、学校においてたんの吸引や経管栄養などのいわゆる「医療的ケア」を必要とする幼児児童生徒の状態に応じ雇用・配置。多くは非常勤職員として配置。

1. 職務の内容

- 医療的ケア（たんの吸引、経管栄養※その他の医行為）の実施
- 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への指導等に携わる教職員への指導・助言
- 医療的ケアに関する保護者相談対応、主治医・放課後等デイサービス等との連絡 等

※ たんの吸引 … 筋力の低下などにより、たんの排出が自力では困難な者などに対して、吸引器によるたんの吸引を行う。

経管栄養 … 摂食・嚥下の機能に障害がある場合に鼻腔等から胃までチューブを通したり、直接胃や腸までチューブを通したりして、栄養剤等を注入する。

2. 処遇

- 各都道府県等の規程に基づき所要の報酬等が支給される。
- 平成25年度より、国において特別支援学校へ看護師等を配置するために必要な経費の1/3を補助。
(補助上限額は一人当たり70万円)

3. 配置状況

- 公立特別支援学校において、日常的に医療的ケアが必要な幼児児童生徒7,842人、配置されている看護師等1,354人。
- 公立小・中学校において、日常的に医療的ケアが必要な児童生徒813人、配置されている看護師等352人。
- 特別支援学校以外の学校への配置は国の補助事業の対象外であるが、特別支援学校に配置された看護師が地域の学校を巡回することも可能としている。

※ 配置状況はいずれも平成25年5月1日現在。

医療的ケアを行う看護師等の配置状況

< 公立特別支援学校 >

| | 医療的ケア対象幼児児童生徒 | | 看護師数（人） |
|--------|---------------|------------|---------|
| | 在籍校数（校） | 幼児児童生徒数（人） | |
| 平成23年度 | 580 | 7,350 | 1,044 |
| 平成24年度 | 615 | 7,531 | 1,291 |
| 平成25年度 | 615 | 7,842 | 1,354 |

< 公立小・中学校 >

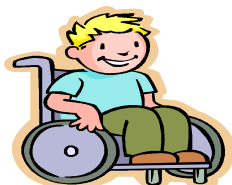
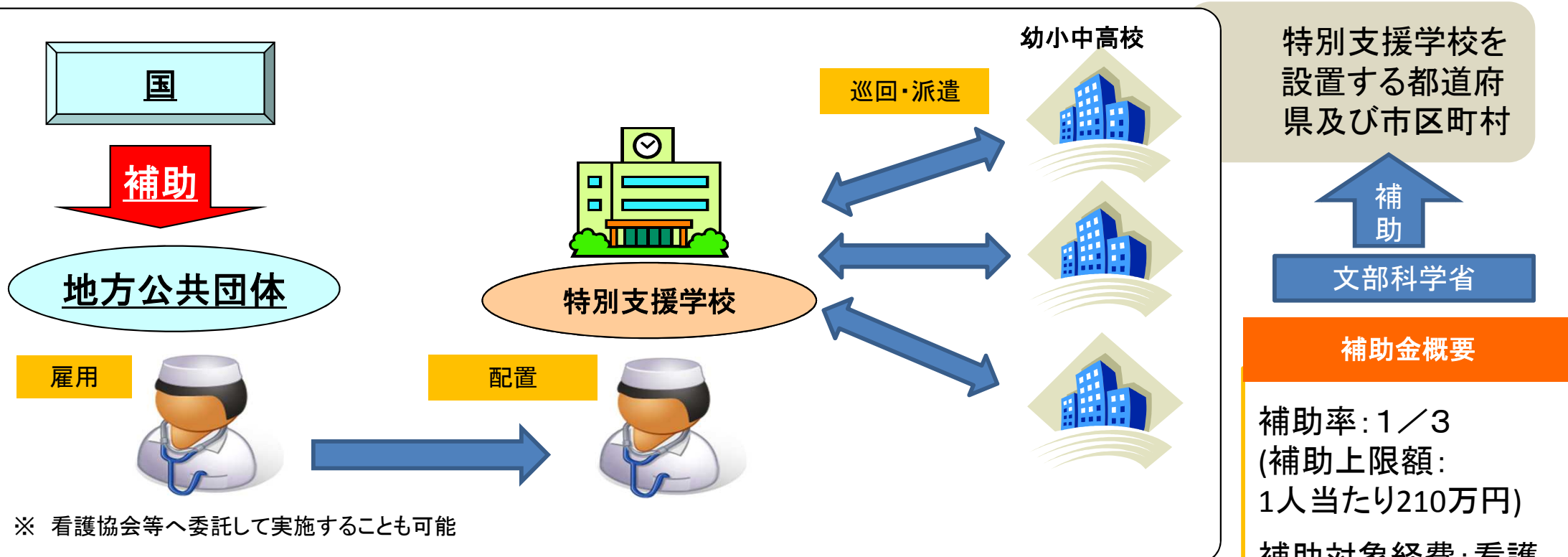
| | 医療的ケア対象児童生徒 | | 看護師数（人） |
|--------|-------------|----------|---------|
| | 在籍校数（校） | 児童生徒数（人） | |
| 平成25年度 | 548 | 813 | 352 |
| 平成26年度 | 524 | 976 | 379 |

特別支援教育専門家（看護師等）配置事業

【目的】 近年、特別支援学校で日常的にたんの吸引や経管栄養などのいわゆる「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している。医療的ケアの中には一部教員が実施を許容されているものもあるが、多くは看護師等の医療関係者しか対応できないケアである。

こうした状況を踏まえ、特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童生徒の教育の充実を図るため、特に看護師配置の充実が必要とされる特別支援学校について、看護師配置に必要な経費の一部補助を行う。

※ H27予算案 235,050 千円



想定される業務例

- ・医療的ケアの実施
- ・教員への指導・助言
- ・研修の講師 等

特別支援教育支援員について

- 学校教育法上の規定はない。
- 教育委員会が、幼稚園、小・中学校及び高等学校に在籍する障害のある幼児児童生徒の実情に応じ、日常生活上の介助や学習活動上のサポート等を行う支援員を雇用するなどして配置。多くは非常勤職員として配置。
- 特別支援教育支援員が共通して有すべき資格はなく、対象となる幼児児童生徒の支援に必要な技能等を有する人材を採用。

1. 職務の内容

○ 日常生活上の介助

例) 食事・排泄の介助、教室の移動補助

○ 発達障害の幼児児童生徒に対する学習支援

例) ・LDの幼児児童生徒の困難（読み、書き等）に応じた読み上げ、代筆
・ADHDの幼児児童生徒の安全確保や居場所確認
※ LD：学習障害、ADHD：注意欠陥多動性障害

○ 幼児児童生徒の健康・安全確保

例) 他者への攻撃や自傷などの危険な行動の防止

○ 周囲の幼児児童生徒の障害理解促進 等

2. 処遇

- 各都道府県等の規程に基づき所要の報酬等が支給される。
- 平成19年度より公立小・中学校における地方財政措置を開始。
平成21年度に公立幼稚園、平成23年度に公立高等学校の措置を開始。

3. 配置状況

- 公立幼稚園、小・中学校、高等学校に計49,706人が配置されている。
(平成26年5月1日現在)

特別支援教育支援員の配置状況

| | 幼稚園 | | 小・中学校 | | 高等学校 | | 計 | | 地財措置額 |
|------|-------|-------|--------|--------|------|------|--------|--------|--------|
| | 地財措置 | 活用人数 | 地財措置 | 活用人数 | 地財措置 | 活用人数 | 地財措置 | 活用人数 | |
| 18年度 | — | 3,299 | — | 18,200 | — | 226 | — | 21,725 | — |
| 19年度 | — | 3,513 | 21,000 | 22,486 | — | 278 | 21,000 | 26,277 | 約250億円 |
| 20年度 | — | 3,437 | 30,000 | 26,092 | — | 224 | 30,000 | 29,753 | 約360億円 |
| 21年度 | 3,800 | 3,779 | 30,000 | 31,173 | — | 219 | 33,800 | 35,171 | 約387億円 |
| 22年度 | 3,800 | 4,252 | 34,000 | 34,132 | — | 341 | 37,800 | 38,725 | 約435億円 |
| 23年度 | 4,300 | 4,460 | 34,000 | 36,524 | 500 | 367 | 38,800 | 41,351 | 約443億円 |
| 24年度 | 4,500 | 4,807 | 36,500 | 39,371 | 500 | 443 | 41,500 | 44,621 | 約476億円 |
| 25年度 | 4,800 | 5,217 | 39,400 | 41,157 | 500 | 483 | 44,700 | 46,857 | 約514億円 |
| 26年度 | 5,300 | 5,638 | 40,500 | 43,586 | 500 | 482 | 46,300 | 49,706 | 約530億円 |

(人)

※活用人数については、各年度とも5月1日現在のもの(文部科学省特別支援教育課調べ)。

特別支援教育支援員の地方財政措置について

【27年度措置予定額：約569億円(26年度措置額：約530億円)】

「特別支援教育支援員」は、公立幼稚園、小・中学校、高等学校において、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師等と連携のうえ、日常生活上の介助(食事、排泄、教室の移動補助等)、発達障害等の幼児児童生徒に対する学習支援、幼児児童生徒の健康・安全確保、周囲の幼児児童生徒の障害理解促進等を行う。



■特別支援教育支援員の配置に係る経費(拡充)

□ 公立幼稚園、小・中学校及び高等学校において、障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う「特別支援教育支援員」を配置するため、都道府県・市町村に対して、必要な経費を措置するもの。



| 学校種 | 平成27年度 | 平成26年度 |
|-----------|-------------------------|-------------------------|
| 幼稚園【拡充】 | 5,600人 | 5,300人 |
| 小・中学校【拡充】 | 43,600人 | 40,500人 |
| 高等学校 | 500人 | 500人 |
| 合計 | 49,700人 (事業費:約569億円) | 46,300人 (事業費:約530億円) |

平成19年度～:公立小・中学校について地方財政措置を開始
 平成21年度～:公立幼稚園について地方財政措置を開始
 平成23年度～:公立高等学校について地方財政措置を開始